

前記事實ヲ知りタル際工ハ母別ニテ労働條件ヲ変更
シタルハ不都合ナリトシ十五日ノ公休日ニ職工一同
工場主ニ対シ契約ヲ履行シ業務ニ開ケル帳簿ノ訂正
ヲ要求セリ

七 田舎状況

工場主人右宮村ニ対シ言フ左右ニシテ田舎ヲ興ヘキ
ル爲メ職工ハこのムナク労働ニ引揚ゲタリ

八 経 還

小 労働側

翌十七日ニ至ルニ工場主ヨリ何等ノ田舎ナキ爲メ女
工一同(無業ヲ断行スルト共ニ相川サダ外六名ヲ代表
シテ)所轄五日市警察署ニ解決方ヲ願出タリ

② 事業主側

何等ノ行動ヲ取ラス

九 調停状況

女工ノ陳情ヲ受ケタル所轄署ニテハ事實ヲ調査ノ上
翌十七日小川工場主女工相川サダ外四名ヲ出頭セシ
メ調停ノ結果工場主ハ職工ノ要求ヲ容レタルヲ以テ
解決シタリ

今工場ハ二月一日ヨリ十二月廿五日迄ヲ一週トシ賃
金ヲ清算解約スル事ト定リ居レルニ工場主ハ労働賃
ニ近シ製糸原料ニ毎日仕入レ居ルカ如キ状況ニテ賃
金清算日ニハ由勸議ヲ生スル慮レアルヲ以テ任意中
右及申通一報修也